

豊川市特別職報酬等審議会 議事録（第1回）

1 日 時 平成30年11月20日（火）午後2時～午後3時30分

2 場 所 豊川市役所 本庁舎3階 本34会議室

3 出席者 【委員】

権田 晃範	委員（会長）	伊藤 憲男	委員（会長職務代理者）
河合美恵子	委員	白井 豊吉	委員
鈴木 正子	委員	瀬野 弘志	委員
塚越 京子	委員		

4 議題の審議

事務局： 〈これまでの審議会の開催経過の説明〉
〈議事録の作成及び公表についての説明〉

事務局： 〈資料の説明〉

会 長： ありがとうございます。ただ今、事務局から今までの経緯の説明と資料の説明をいただいたところでございます。おそらく皆さんの方からも、説明を聞いた中で、もう少し知りたい点もあるのではないかと思いますので、何かご意見ご質問等ありましたらお願いしたいと思っております。

委 員： これは次第の議題（1）、（2）を通してですか。

会 長： そうです。事務局からの説明の方も議題（1）、（2）を一遍にやってもらいました。

委 員： まずは一点目。前回の平成28年度の審議会に私も参加をしたのですが、あの時は、市長、副市長と比べて教育長の給料水準が少し低いので、教育長だけを改定して、あとは据え置きにしたという経緯があります。

その時も少し議論になったと思いますが、報酬は税金から支払われるものなので、それを念頭に県内各市のデータを基に検討することが必要ではないかということでした。

もう1点は先ほど説明がありましたように、月額に変更されていないけれど、年収という意味で見ると、人事院勧告の制度に基づいて、期末手当が増額するので、それなりの形にはなっているということでした。ここが議論の中心だったと思います。

そういうことを今回当てはめる時に、どう変わるかということが焦点なると思います。先ほどの説明のなかで、各市で報酬を増額したところや、減額をしたところがあります。どういう理由でこうしたというデータがあればお聞きしたいと思います。特に、減額したところが気になります。

会 長： 確かに2年前、教育長の給料について活発に議論をしていただきました。今、委員から質問がありました各市の報酬の増額や減額は何を理由にしたかという質問でありますがいかがでしょうか。

委 員： 地域手当がありますね。近隣でいくと田原市が最近採用しましたね。

- 事務局 : 田原市の地域手当が6%、豊川と一緒にです。
- 委員 : 本市の場合、地域手当を特別職の報酬に持ち込まなかった経緯が記憶にないのですが、その辺もお願いします。
- 会長 : もし事務局の方で、順番に分かりましたら、回答をお願いします。
- 事務局 : まず委員からの質問の中にあつた、減額を行った件については、江南市の議員報酬があたるかと思えます。江南市の審議会における議論の中で、県内でもやや高い位置に報酬月額の水準があるという認識があり、他市との均衡を踏まえて引き下げを行った経緯があります。
- 会長 : あと、引き上げたところは何か統一的な見解をもとにやったのですか。
- 事務局 : 引き上げ改定を行った各市、様々な理由があります。例えば、一般職の人事院勧告に基づいて引き上げされたところがありますし、それ以外については、同レベルの団体との比較、県内各市との比較、経済情勢、あとは、その市の財政状況を見て引き上げ改定が行われたということ聞き取り調査しております。
- 委員 : 結論を急ぐ訳ではありませんが、他市で報酬を上げたところも、下げたところもあります。何か特別な項目があれば、それを基に試算しないといけません、無いとなれば結局、豊川市も同じような方法をとらざるを得ないと思います。これから議論になると思うのですが、現状を踏まえてどうするかということ争点に方向性を決めるという形になると思います。
- 会長 : もう1つ、委員からの質問で、地域手当を特別職の報酬に適用しなかったことについて説明をお願いします。
- 事務局 : 地域手当に関してですが、平成27年度人事院勧告で、以前は調整手当と言っていた手当が、地域手当と名称が変わったものであります。調整手当の時代も豊川市は職員に給料月額の5%を支給していたのですが、平成18年の時に調整手当が廃止となりました。
資料の4ページが特別職、市長、副市長、議員などのこれまでの改定の経緯の表となります。下から三段目、平成18年4月の改定ですが、ここで市長、副市長が4.28%、教育長が5.3%という増額の改定がされております。これは市長、副市長にも調整手当が支給されていたのですが、一般職の調整手当が支給されなくなったのと同様に、市長、副市長、教育長からも、調整手当分の5%を支給しなくなると、県下の中で非常に給料水準が低くなってしまふということで、市長、副市長、教育長に関しては調整手当分を給料月額に上積みするという改定をしています。
その後、変わらずきていたのですが、19ページの人事院勧告制度の資料をご覧くださいますと、その左側の一番下の表で、一般職の給料の改定率の平成27年度の欄は二段書きになっております。本市の一般職の改定率はマイナス1.91%となっております。これは何かと申しますと、公務員の基本給を一旦、全国的に民間の給与水準が低いところに揃え、地域ごとの物価などを考慮した民間の給与格差を地域手当で調整するというところを実施したものといたします。

国家公務員の方では、それぞれの地域ごとに、この地域手当の率を定めております。それによると、この東三河では豊川市と田原市が6%、豊橋市は3%、蒲郡市と新城市は地域手当を支給しない地域という指定がされております。それに基づいて、平成27年度からこの豊川市の一般職については段階的に0%から引き上げ、今は6%の地域手当が支給されております。

ただ本市の場合は、市長、副市長、教育長にはこの地域手当は支給をしておりません。先ほどの説明の中にもありましたが、他市の中には、地域手当を市長や副市長にも支給をしている市もあるというような状況でございます。

委員： 今のお話しは、特別職は平成18年のところで調整手当分の廃止に伴い、月額を5%分改定したということですね。

事務局： 5%程度の調整による引き上げが、先ほどの平成18年4月のプラス改定ということになります。

委員： 以降、それがそのまままきていますと、そういうことですね。一般職に関しては、平成27年度から段階的に地域手当を付与することができるようになったということですね。

事務局： 基本給を下げた上で、地域手当でバランスをとる給与制度に変わりました。

委員： そうした場合、退職金には、当然のことながら地域手当は外れてしまいますよね。

事務局： そうです。退職金は基本給がベースとなります。

委員： 期末手当に地域手当は入るのですか。

事務局： 入ります。

委員： 退職手当に地域手当が入らないと、損をしているみたいですね。

事務局： この地域手当も、先ほどの説明のとおり、平成18年に0%になってから、平成27年に見直しということで、10年ごとに国が見直しをしているため、豊川市が6%のままでずっといくのか、未確定なところがあります。

委員： 田原市は、何故ここへきて地域手当が6%になったのでしょうか。

事務局： やはりトヨタ系企業の賃金が影響しているのでしょうか。なぜ豊橋が3%なのかというところも、この地域ではよく議論になるところです。

会長： 委員は民間企業の賃金についてお詳しいと思いますが。

委員： 先ほどトヨタ系という言葉が出ましたけれども、春闘での構図がだいぶ変わってきて、特に愛知県は車王国なので、どうしても組織の中でも半分が車関係となります。

トヨタは去年も今年も賃金の変動率を公開していません。計算すれば大体のことはわかりますけど、関連企業、中小企業さんを含めて是非賃上げし

てください、という経緯がこの2年間でありました。その影響が出てきたという話しも聞いています。

賃金を上げるということは、働く人たちにとっては決して悪いことではないので、市でいうと公務員になりますけど、財源があれば別に構わないと思います。

委員： 今のお話しを聞いていて、来年の10月に消費税が上がりますよね。それに関連して、経済団体に対して政府は賃上げをやってくれと言っています。そうするとまた公務員の一般職もちょっと遅れて、8月あたりに勧告が出て若干の引き上げ、2%あるかどうかは別ですけど、あるのではないかと思います。そうすると、特別職は少し遅れて改定する方がよろしいと思うんですけど、その辺はどうですか。

事務局： 毎年、人事院が民間の給料等を調査した結果で、人事院勧告がされるため、今、お話しに出たように消費税の引き上げの絡みで、民間の賃金はその分上がってくれば、当然公務員の給与の方にも影響はあると思います。

会長： もし、そのような形で特殊事情がその年に反映されたということになった場合には、その内容によっては臨時の審議会を想定するというものもあるのですか。

事務局： これまで、原則として隔年でこの審議会を行ってきましたが、平成27年度のこの審議会で翌年度もう一度検討した方がいいのでは、ということで、2年続けてやりました。その後1年置いて今回ということですが、また来年度、今話題に出たような消費税絡みで、大きく職員の給与の改定があるというようなことになれば、来年度も特別職の給料について、諮問をさせていただくということも十分あり得ることかなと思います。

会長： その他ご意見等、初めての方もおみえになるものですから、何かこういった機会でお聞きしたいということがございましたらお願いします。

委員： こういう理由で上げた方がいいとか下げた方がいいという提案は私からだと思えばいいのですが、金額の根拠をある程度教えていただければ、納得してそうした方がいいですと言えると思います。
先ほどの事務局からの説明の上で、今年はこのようにしようと思いますかどうか、というような決め方なのでしょうか。

会長： 今日のところはまず、上げるとか下げるとかという話の前に、事務局の方からいろんな資料の説明をお聞きしまして、できれば次回ぐらいには、何かしらの方向性にもっていきたいと思っております。
資料には、普段、目にできないような数字が並んでおりますので、何なりとご意見を賜われればと思っておりますが。

委員： 特に、意見はございません。

事務局： 会長、先ほどの委員のお話しに関連して、今現在の市長や議員の報酬額が何を根拠にこの額になっているのかについてですが、経緯の表にもありますとおり、その年は何%引き上げとか、その引き上げの根拠として県内の水準、豊川市の財政状況等を総合的に勘案して、今回は何%程度引き上げ、と

というような経緯できております。

冒頭で、委員の発言もあったように、大きな考え方として、前回と同様に、例えば年収ベースで上がっているところも考慮していくのか、一般職の給料改定の率を考慮すべきではないか、等の大きな方向性が出るようであればそれに基づいた事務局案を、次回以降提示させていただくというような形になると思います。

会 長 : その方が、わかりやすいと思います。

事務局 : 大きな方向性もこのまま据え置きで行くのか、引き下げた方がいいのか、引き上げるのであればどういった考え方で引き上げるべきか、といったご意見をいただけると事務局として大変ありがたいです。

委 員 : 議員報酬についての話題になりますが、小さい村とかになりますと議員の成り手がいないです。何故かという報酬が低すぎる。とても議員をやっていたのでは生計が立てられないということで、それらの見直しの例もあります。ただ、本市の場合はそんなような状況にありませんが、ある程度議員を職業として生計が立つようにして、頑張ってください人も必要だと思います。

かつては、名誉職、ボランティアに近いような、本当に少ない報酬だったのですが、今は、そういう時代ではないと思います。ですから、この18万都市にふさわしい議員報酬であってほしいということですが、資料を見ますと定数の問題も過去の議論にありましたが、そういう議論も最近はないようですし、他市と比較すると千円くらい低いのかな、とは思っています。そこら辺を資料として提出いただきたいと思います。

委 員 : 今の関連といえますか、私も同感で、豊川市は宝飯4町と合併してから、かなりの年数が経っており、合併の効果がそれなりに表れてきたと思います。次回、事務局側で資料を作ることとなれば、そこら辺の試算をした経緯なども入れていただければと思います。

先ほど、委員が言いましたように、新城市の場合も合併をする前は鳳来町、作手村と新城市と議会はそれぞれにありましたけど、議員の報酬はバラバラで、市であった新城市が一番高い訳ですけど、でも本業で議員をやって一家を養っていくというのは厳しい状況でした。

確かに名誉職がらみでそういう方しか議員ができないという経緯もありましたけど、合併した新城市が今どうなっているかということ、明らかに改善されていることは間違いありません。

豊川市は先ほど言いましたように、特徴的なものが何かあるのかといえ、合併をして10年以上経ち、何かそれなりの費用効果的なものが発生したということがあれば、それも一つの大きな成果だと思います。

ただ、それを全面に出して引き上げ改定をやると市民の目からすると逆の立場もあるので、違う局面もありますけど、いろんな形の議論で決めるということになれば、一つの材料としては必要かなと思います。

事務局 : それは議員の報酬ということだけの話しですか。

委 員 : いや、全体でいいです。

事務局 : 報酬に関しては、特例定数で合併した時に増えましたが、議員を減らした、

ということで総額の報酬は減っています。

委員：それは、市における各部門、課においての役職等もそうですよね。

事務局：そうです。人件費は総額で減っています。当時は、一時的に課長級の職員も増えたので、主幹を配置しましたが、その主幹も人事異動によって、減らしていく方法をとっています。

委員：合併した直後よりも人件費の効果は出ていますよね。

事務局：人件費的には総額で効果が出ています。

委員：よって、報酬を引き上げることに直結しませんが、一つの目安的な材料として資料があればと思います。

事務局：わかりました。では、総額になりますが、資料として準備します。

会長：また、人件費以外で、トータルの事業管理費もその当時と比べるとだいぶ効果がでていると思います。

事務局：保育園とか小学校の数は減りませんが、管理的費用というのは当然減って当たり前ですから、そこは相当大きく合併効果が出ています。

会長：それでは可能な範囲内で、次回の資料としてお願いします。その他ご意見はありますか。

委員：他市は適用年月日が揃っているところが多いため、結果として豊川市だけこんなになっていたという結果になりませんか。早く決まるところが見本にはなると思うのですが、そういうところはあるのですか。

事務局：この審議会の開催についても各市運用が異なっており、毎年審議会を開催して額の検討をしているところもありますし、本市のように隔年で審議をするというようなところもあります。審議の時期というのは、概ね今くらいの時期です。先ほど言いましたように、もし改定するのであれば3月議会というところが目安になりますので、今現在審議会を開催しているという市も多数あります。

委員：では、一斉に蓋を開けたらこうなっていました、という感じですか。

事務局：そうですね。上がるとこもあれば据え置くところもあると思います。

委員：難しいですね。今までの経緯を見て決めてくださいという感じですよね。そうすると、他市の結果は、4月になってみないと分かりませんね。

事務局：そうですね。例えば、豊川市は据え置きましたが、それより下だった市が引き上げた結果で順位が上下するというようなケースもあります。

委員：残念なことになる時もあるのですよね。その時は、すぐ審議会が開催されるのでしょうか。

- 事務局 : 次年度以降になります。
- 委員 : それはもう仕方がないということですよ。
- 事務局 : ある程度の情報の聞き取りは随時しております。
- 委員 : その報告は審議会の方に来るのでしょうか。
- 事務局 : 本市でもそうですが、最終的にこの審議会の答申というのはホームページなどでも公開しますので、全市の状況がわかるのは来年度に入ってからとなります。
- 委員 : では、あくまでもこの資料を見て決めてくださいということですよ。
- 事務局 : その通りです。
- 委員 : 私も、前回の教育長さんが教育委員長となる際に審議会に参加しましたが、今回蓋を開けて見たら13番目になっていました。順番でいうと意外と上ではないな、市長さんや議長さんと同じくらいのレベルかなと思っていたら、順番はちょっと下がっていました。
- 委員 : 先ほど言われていた地域手当のことで、田原市はそのまま地域手当6%プラスで入っているのですね。豊川市での前回の議論では、地域手当が別になっているのは分かりにくいという感じだったのですが、田原市はまだそれを入れているわけですよ。
- 豊川市はそれをやってあげたいな、という気持ちがあるのかどうなのかというところと、それをやることは給料をそのままにしてプラスにするのか、減らしてプラスにするのかという、その辺のところはどんなお考えがあるのでしょうか。
- 会長 : 先ほどの19ページのところですね。平成27年度に地域手当を付与する際に、一般職については給料を下げ、結果的には地域手当6%という形になりました。
- 委員 : 一般職はそういうふうにされたのですが、特別職ではそういうことはあるのでしょうか。
- 委員 : いわゆる調整手当を外して本俸にやったということですね。その辺の経緯があれば地域手当が不要というのをご理解いただけるのではないかと思います。
- 手当として動かすのではなくて、本俸ではっきり市民に提示した方がいい、という議論ではなかったですか。
- 事務局 : 当時はそのまま調整手当が支給できる市もあったため、その場合、調整手当の有る市と無い市で給料月額が変わってしまいます。そうすると豊川がかなり下の方に順位を下げってしまうということで、その水準は維持した、と聞いています。
- ただ、委員が言われたように、他市の例でいうと地域手当が加算されると

というのは、市民にとっては非常にわかりにくいので、それを特別職については支給せずに給料月額だけで見てください、というような見直しを、例えば春日井市などは、以前は地域手当が出ていましたが、平成27年度の地域手当は0%になっています。

会 長 : 資料の10ページをご覧くださいと、春日井市は上から5番目にあります。平成25年度は地域手当が3%となっていますが、その後、平成27年度以降0%になっています。しかし、給料月額は、平成25年度の101万2千円から106万2千円というように、給料月額そのものが引き上がるかわりに地域手当が0%になっています。

これは当時、春日井市の報酬審議会の中で、地域手当を支給せずに給料月額だけを見た方がわかりやすいのではないかと、という議論に基づいて見直したと聞いています。

委 員 : 津島市もそうなのですか。

事務局 : 津島市も平成28年度にそうです。あと、田原市が平成28年度から6%になりました。これは職員が元々0%であったのが、平成27年度から一般職の地域手当が出るようになったものです。

田原市は当時県内で、平成27年度の状況を見ると県下29番目、かなり低い水準であったため、これを一般職と同じように地域手当をつけることによって、県下での水準を引き上げる目的があったのかな、と推測するところでは。

委 員 : 平成28年度では、給料月額に地域手当を含まない額の順位では27番目ですね。

事務局 : そうです。給料月額だけだと27番目。地域手当を入れると23番に上がります。

会 長 : まさにこれが調整手当で、地域手当に名称が変わったということですね。

事務局 : 地域手当に関しましては先ほども触れましたが、今まで10年スパンで一般職の見直しがされていて、平成27年度から今の地域手当が適用になっていますので4年経っています。これから6年後、そのまま豊川が6%であるという保証はありません。

もしかしたら、蒲郡、新城のように支給できない地域にかわるかもしれませんが、そうした場合に一般職は地域手当がなくなっていくわけですが、特別職だけその分を残すという訳にはいかないのです、そのタイミングでは特別職も6%の地域手当分が減っていくかと思えます。

そうしていくと、平成18年の時と同じように、引き続き地域手当が支給される市の市長と豊川の市長でまた差ができてしまうということがあるので、今までこの審議会での比較では、給料月額だけの市はあったとしても、他の市と比較するときは地域手当も含めた額で比較をしていくことで、進んできております。

委 員 : ありがとうございます。

会 長 : その他、もう少し確認することがございましたらお願いします。

《特になし》

会 長 : 皆さんからのご意見をいただき、また事務局から回答いただいておりますが、これで結論を出す話しでもないと思っております。

今回説明をいただきました資料を改めてご覧いただき、次回この議論を深めてまいりたいと思っております。

先ほど、委員の方からご提案いただきました資料につきましては、また次回には事務局から出していただきたいと思っております。

皆さん方も特段ご質問がなければ、本日はこの時間帯で一旦閉じたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

《はい》

会 長 : それでは、次回以降の審議会について皆さんのご都合をお聞きしながら日程を調整してまいりたいと思っております。スケジュールについて事務局から説明をお願いします。

事務局 : 今日、一部の委員が欠席されておりますが、会議の中での資料の説明と委員の皆さんからこういった意見が出されたということ、事務局の方で欠席された方に個別に説明をさせていただきます。その上で、次回この審議会に臨んでいただくということにしたいと思っております。

第2回目の予定ですが事務局からの提案として、12月12日(水)午後2時からはいかがでしょうか。

会 長 : 今、事務局から第2回目の審議会の日程の話が出ましたが、皆様方、12月12日(水)の午後2時ということでもいいですか。

《はい》

会 長 : それでは、皆様方のご都合もいいということですので、よろしく申し上げます。ご要望がないようですので、次回は12月12日午後2時からこの場所で開催ということになります。

事務局 : はい、ありがとうございます。

会 長 : それでは、皆様方のご意見を賜りこのようにできましたことにお礼を申し上げ、第1回目の審議会を閉じたいと思っております。それでは事務局に一度お返しします。

事務局 : それでは連絡事項ですが、冒頭ご説明したとおり議事録を作成し、皆様に送付させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。その際に、今後メールでのやり取りを希望される方がお見えになりましたら、お手元にメールアドレスの登録についての資料をお配りしておりますので、そちらでご対応をお願いしたいと思います。事務局からの連絡事項は以上です。

会 長 : それでは以上をもちまして、本日の第1回目の日程を終了します。本日はありがとうございました。

以上